

【2022年5月24日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第197号 ■

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

国民の皆さま、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、日々ご協力いただき、ありがとうございます。皆さまご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、引き続き、こまめな手洗いや換気、マスクの着用、3密（密集、密閉、密接）を避ける行動へのご協力をお願いします。

また、厚生労働省は、新型コロナワクチンに対するさまざまな疑問や不安を持たれている国民の皆さまに向けて、分かりやすい情報をお届けするための特設サイト「新型コロナワクチンQ&A」を公開しているので、ぜひご覧ください。

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

・政府の対策、国内の発生状況、働く人や経営者への支援などはこちら。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【目次】

1. 子育てサポート企業を認定する「くるみんマーク」が4月から新しくなりました！
2. 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です
共生社会は魅力ある職場環境から ～外国人雇用はルールを守って適正に～
3. 電子申請未利用事業場アドバイザー事業のご案内
～労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で！～
4. 企業内の人材育成に人材開発支援助成金を活用しませんか
～高度デジタル人材育成やIT分野未経験者に対する訓練への助成などを新設～
5. 「無期転換ルールに対応するための取組支援ワークブック」を作成しました【再掲】

【トピック1】子育てサポート企業を認定する「くるみんマーク」が4月から新しくなりました！

4月1日、くるみん認定などの認定基準が改正され、新たな認定制度「トライくるみん」がスタートしました。

これらのマークを企業のウェブサイトや広告などに掲載することで、企業イメージのアップ、優秀な従業員の採用・定着などにつながります。ぜひ認定に向けてご検討ください！現在3,800もの企業が認定を受けています。

【くるみんマークとは】

「くるみんマーク」は、子育てサポート企業であることを達成段階ごとに表すマークです。次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し、一定の基準を満たした企業は、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。この認定を受けた企業の証が、「くるみんマーク」です。

【くるみん認定に関する詳細はこちら】

くるみんマークについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

※不妊治療と仕事との両立に関する認定制度である「プラス」認定（「くるみんプラス」など）も創設されました。詳細は2022年6月1日発行予定の人事労務メールマガジン（定例号）にてご案内します。

【トピック2】6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

共生社会は魅力ある職場環境から ～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省は、毎年6月に「外国人労働者問題啓発月間」を実施し、事業主をはじめ広く国民の皆さまに、外国人労働者問題の啓発活動を行っています。

今年度の標語は「共生社会は魅力ある職場環境から ～外国人雇用はルールを守って適正に～」です。外国人を雇っている事業主の皆さま、守るべき雇用ルールについて、いま一度チェックをお願いします。

【外国人を雇用する上でのルール（指針）など詳細はこちら】

外国人の雇用

<https://www.mhlw.go.jp/content/000603552.pdf>

【トピック 3】電子申請未利用事業場アドバイザー事業のご案内

～労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で！～

厚生労働省は、事業主の方が提出する労働保険関係の各種届出について、電子申請の利用を促進しています。

事業主や担当者の皆さまから「電子申請をしたいが、初期設定の方法が分からないので教えてほしい。」というご要望を受けて、電子申請の開始に必要な初期設定をサポートする事業を実施しています。

【申し込み・詳細は以下の専用サイトから】

電子申請未利用事業場アドバイザー事業

<https://denshi-shinsei.jp>

【電子申請に関する情報はこちら】

労働保険関係手続の電子申請について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hok
e
n/denshi-shinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hok
e
n/denshi-shinsei.html)

【トピック 4】企業内の人材育成に人材開発支援助成金を活用しませんか

～高度デジタル人材育成や IT 分野未経験者に対する訓練への助成などを新設～

厚生労働省は、人材開発支援助成金により、企業内の人材育成を行う事業主の

皆さまに対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などの助成を行っています。

本年4月に国民の皆さまのアイデアをもとに創設した「人への投資促進コース」では、デジタル人材育成のための訓練を高率助成としているほか、サブスクリプション型の研修サービスなども新たに助成対象としています。

例えば、以下のように、事業主の皆さまが抱える人材育成に関する課題に合わせた助成を行っています。

①IT やデジタル分野の未経験者を即戦力にしたい場合

→経費助成率 60%+賃金助成額 760 円/時間+OJT 実施助成額 200,000 円/訓練

②高度デジタル人材を育成したい場合

→経費助成率 75%+賃金助成額 960 円/時間

③オンラインの定額受け放題サービスで効率的に訓練を行いたい場合

→経費助成率 45%

さらに今年度からは、すべての訓練コースにおいてオンライン研修（eラーニング）と通信制の訓練が新たに対象となるなど、利便性の向上が図られており、訓練対象者（正規雇用労働者や非正規雇用労働者）にあわせた様々な助成メニューをご用意しています。

「従業員の人材育成に力を入れたい」、「自社で人材育成を行いたいけれども、資金的に余力が無い」などを理由として困っている事業主の皆さまは、ぜひ人材開発支援助成金の活用を検討ください。

【助成を受けるための要件など詳細はこちら】

人材開発支援助成金(各コース)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

【お問い合わせ】

都道府県労働局

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>

【再掲】

【トピック5】「無期転換ルールに対応するための取組支援ワークブック」
を作成しました

厚生労働省は、企業が円滑に無期転換ルールに対応できるよう、演習を交えながら必要な取り組みについて解説した「無期転換ルールに対応するための取組支援ワークブック」を作成しました。

このワークブックは、無期転換ルールへの対応手順を8つのステップに分けて解説しています。企業で社内制度を検討する際に、付属のワークシートを使うことで理解が深まりますので、無期転換ルールに対応した社内制度の整備にぜひご活用ください。

【ワークブックの詳細はこちら】

事業主・人事労務担当者向け導入支援策

<https://muki.mhlw.go.jp/business/policy/#workbook>

※上記サイトの「導入支援策」の2に掲載しています。

-
- ★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php
 - ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。

- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-